

令和3年(2021年)11月16日

保護者 様

伊丹市教育委員会事務局  
保 健 体 育 課 長

### 出席停止の扱いについて

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対応した出席停止の扱いについては、令和3年7月に「出席停止の扱いについて」にてお示ししてきたところですが、ワクチン接種率も向上し、兵庫県はもとより全国的にも新規感染者数が大幅に減少している状況に伴い、この度、県より児童生徒等の登校の扱いについて示されたことから、出席停止の扱いを11月17日より、以下のとおりといたします。

つきましては、本趣旨をご理解いただくとともに、11月17日以降については下記の基準に基づき、ご対応くださいますようお願いいたします。

また、「健康観察表」を変更いたしますので、内容をご確認いただくとともに、引き続き、お子様の毎朝の検温及び健康観察を実施くださいますようお願いいたします。

### 記

<出席停止扱いとするもの(11月17日より)>

(1) 園児児童生徒が感染した場合

※ 出席停止の期間は「治癒するまで」とします

(2) 園児児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

※ 出席停止の期間は原則「感染者と最後に接触した日の翌日から14日間」とします

(3) 園児児童生徒が検査(PCR・抗原等)を受診する場合

※ 出席停止の期間は「陰性であることが確認されるまで」とします

(4) 園児児童生徒に発熱や風邪症状等がある場合(ワクチン接種後を含む)

※ 出席停止の期間は「症状が改善するまで」とします

※ かかりつけ医等から「感染の疑いや恐れがなく登校は許可」の診断を受けた場合は、登校可とします

(5) 同居者が以下の①から③の理由で検査(PCR・抗原等)を受診する場合

①濃厚接触者に特定されたため

②保健所又は医師の指示を受けたため

③発熱や風邪症状等があったため

- ※ 出席停止の期間は「同居者が陰性であることが確認されるまで」とします
- ※ 「職場等の方針による検査」、「入院・手術に伴う検査」等は、原則、自宅待機を不要とします。

(6) 同居者に発熱や風邪症状等がある場合（ワクチン接種後を含む）

- ※ 出席停止の期間は「症状が改善するまで」とします
- ※ ワクチン接種後に発熱等の風邪の症状が見られるときには、副反応であるかに関わらず、出席停止とします。
- ※ かかりつけ医等から「感染の疑いや恐れがない」との診断を受けた場合は、登校可とします

- ※ 園児児童生徒の登校園後に、上記（5）（6）を把握した場合は、その時点で下校（待機）することとします（きょうだい含む）

[児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い]

(1) 児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱い

例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等においては出席停止措置が可能となるため、学校にご連絡ください。

(2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、発熱等の風邪の症状が見られるときには、出席停止とします。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合は、詳細な状況を学校にご連絡ください。